

那覇市真地市営住宅高齢者福祉施設管理運営要綱

施行：令和 6 年 11 月 26 日 福祉部長決裁
改正：令和 7 年 12 月 25 日 福祉部長決裁

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、那覇市真地市営住宅高齢者福祉施設条例（令和 6 年那覇市条例第 37 号。以下「条例」という。）及び那覇市真地市営住宅高齢者福祉施設条例施行規則（令和 6 年那覇市規則第 39 号。以下「規則」という。）の施行に関し、福祉施設の適切な管理運営に必要な事項を定める。

(定義)

第 2 条 この要綱において使用する用語は、条例及び規則において使用する用語の例による。

(施設の具体的な用途)

第 3 条 条例第 3 条第 2 項の規定に基づき市長が適当と認めるサービスは、高齢者、障害者及び児童の福祉の増進に資することを目的とし、次に掲げる事業とする。

- (1) 介護保険法第 41 条第 1 項本文に規定する指定居宅サービス（法第 8 条第 2 項に規定する訪問介護、同条第 3 項に規定する訪問入浴介護、同条第 4 項に規定する訪問看護、同条第 5 項に規定する訪問リハビリテーション、同条第 6 項に規定する居宅療養管理指導に限る）
- (2) 介護保険法第 42 条の 2 第 1 項本文に規定する指定地域密着型サービス（法第 8 条第 15 項に規定する定期巡回・随時対応型訪問介護看護及び同条第 16 項に規定する夜間対応型訪問介護に限る。）
- (3) 介護保険法第 46 条第 1 項に規定する指定居宅介護支援
- (4) 介護保険法第 53 条第 1 項本文に規定する指定介護予防サービス（法第 8 条の 2 第 2 項に規定する介護予防訪問入浴介護、同条第 3 項介護予防訪問看護、同条第 4 項介護予防訪問リハビリテーション、同条第 5 項介護予防居宅療養管理指導に限る）
- (5) 介護保険法第 58 条第 1 項に規定する指定介護予防支援
- (6) 介護保険法第 115 条の 45 の 3 第 1 項に規定する指定事業者により行われる法第 115 条の 45 第 1 項第 1 号イに規定する支援
- (7) 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 21 条の 5 の 17 第 1 項本文の規定の適用を受ける申請に係る同法第 21 条の 5 の 3 第 1 項の指定を受けた者が行う指定通所支援（同法第 6 条の 2 の 2 第 2 項に規定する児童発達支援及び同条第 3 項に規定する放課後等デイサービスに限る。）

- (8) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号)第 41 条の 2 第 1 項本文の規定の適用を受ける申請に係る同法第 29 条第 1 項の指定を受けた者が行う指定障害福祉サービス(同法第 5 条第 2 項に規定する居宅介護、同条第 3 項に規定する重度訪問介護、同条第 7 項に規定する生活介護、同条第 8 項に規定する短期入所及び同条第 12 項に規定する自立訓練に限る。)
- (9) 健康保険法(大正 11 年法律第 70 号)第 88 条第 1 項に規定する指定訪問看護

(利用許可等の審査基準)

第 4 条 規則第 3 条に定める審査事項に係る評価の具体的な基準及び配点については、別途定める「那覇市真地市営住宅高齢者福祉施設利用者選定評価要項」によるものとする。

(利用期間の更新基準)

第 5 条 条例第 5 条第 2 項に規定する更新の許可は、条例第 4 条第 6 項の規定により準用される同条第 2 項の規定に基づき、規則第 2 条第 3 項第 2 号に定める日までに申請があった場合において、申請時における次に掲げる事項を審査し、総合的に適当と認めるときに行うものとする。

- (1) 福祉施設の使用料の滞納がないこと。
- (2) 関係法令等及びこの要綱に違反する行為が認められないこと。
- (3) 施設の適正な維持管理及び修繕区分に応じた費用負担が適切に行われていること。
- (4) 本市が徴収する市税、又は公租公課について滞納処分を受けていないこと。

(使用料の納付期限及び督促)

- 第 6 条 使用料は前納とし、条例第 6 条第 2 項に規定する市長が定める日は、使用する月の前月の 20 日とする。
- 2 前項の期限までに使用料を納付しない者があるときは、那覇市債権管理条例(令和 6 年那覇市条例第 3 号)第 6 条、第 7 条第 1 項及び第 2 項の定めるところにより督促し、延滞金を徴収する。
 - 3 前項の督促に際しては、10 日以内の期限を定めるものとする。

(公共料金等の負担及び精算)

- 第 7 条 施設の利用に伴い発生する電気、ガス、水道料金、通信回線費用、保険料、その他附帯的に要する費用は、全て利用者の負担とする。
- 2 施設の構造上、又は契約の都合により、公共料金を本市が一時的に立替払い

を行った場合は、市長は、当該料金を1ヶ月毎に精算し、利用者に請求するものとし、利用者は請求書に定める期限までにこれを納付しなければならない。

- 3 前条第1項による納期限までに精算金を納付しない者があるときは、第6条第2項及び第3項の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「使用料」とあるのは「精算金」と読み替えるものとする。

(費用負担の区分及び修繕等)

第8条 施設及び設備の修繕並びに維持管理（以下「修繕等」という。）に係る費用負担の区分は、別表第1に定めるところによる。

- 2 前項の規定にかかわらず、利用者又はサービス利用者の故意若しくは重大な過失により修繕等が必要となったときは、その費用はすべて利用者の負担とする。
- 3 利用者は、別表第1において那覇市の負担とされる項目について修繕等をする状態にあると認めたとき、又は建物の構造に影響を及ぼすおそれのある修繕等を行おうとするときは、あらかじめ市長に報告し、その指示を受けなければならない。
- 4 前項の規定による報告及び指示の手続きを経ずに利用者が修繕等を行ったときは、市長は、当該修繕等の費用が別表第1において本市の負担とされるものであっても、その費用を負担しないものとする。
- 5 利用者が自己の負担区分でない修繕等を誤って行った場合についても、前項の規定を準用する。
- 6 別表第1において利用者の負担とされる修繕等については、利用者は市長への報告を要さず、自らの判断において実施することができる。
- 7 別表第1に定めのない事項又は費用負担の区分が明確でない事項の取扱いについては、本市と利用者が協議の上、費用負担を決定するものとする。

(管理の徹底)

第9条 市長は、利用者に対し、条例及び利用許可に付された条件を遵守させ、施設の適切な維持管理を徹底するものとする。

(市営住宅との管理区分)

第10条 福祉施設及び当該施設が入居する建物の管理運営における所管の区分は、次の表に掲げるとおりとする。

区分	負担者
住戸部分に関すること	市営住宅課
福祉施設部分に関すること	ちやーがんじゅう課

- 2 前項の保守管理区分の詳細については、別表第2に定めるところによる。

(利用許可の取消し等の具体的基準)

第 11 条 条例第 11 条第 2 項の規定による利用許可の取消し、利用の制限又は停止は、次に掲げる基準を原則とする。

- (1) 条例第 11 条第 2 項第 2 号に規定する「使用料を納付しないとき」とは、3 ヶ月以上滞納したときを原則とする。
- (2) 条例第 11 条第 2 項第 3 号に規定する「この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき」とは、虚偽の申請、施設の目的外利用、又は福祉サービス関係法令に基づく重大な行政処分を受けたときとする。

(利用許可の取消し等の手続)

第 12 条 市長は、条例第 11 条第 1 項または第 2 項の規定により利用許可の取消し、制限又は停止（以下「取消し等」という。）を行おうとするときは、那覇市行政手続条例（平成 9 年那覇市条例第 38 号）第 13 条第 1 項の規定に基づき、同項各号に掲げる区分に従い、聴聞又は弁明の機会の付与のいずれかの手続を執るものとする。

- 2 前項の手続が弁明の機会の付与である場合において、弁明をしようとする利用者は、市長が指定する期日までに、書面により弁明書を提出するものとする。

(原状回復事務の執行)

第 13 条 市長は、条例第 12 条の規定による原状回復の実施を確認するため、所属職員に実地検査を行わせるものとする。

- 2 前項の原状回復に係る費用負担の区分については、第 8 条の規定を準用する。この場合において、同条第 4 項中「修繕等」とあるのは「原状回復」と、同条第 5 項中「修繕等」とあるのは「原状回復等」と読み替えるものとする。
- 3 市長は、第 1 項の検査の結果、利用者の責めに帰すべき事由による汚損、破損又は不備が認められたときは、期限を定めて修繕等を命じ、又は当該修繕に要する費用を利用者に負担させるものとする。

(設置物件等の取扱い及び処分)

第 14 条 利用者は、施設に造作を加え、又は建物に固着し、若しくは配管等の工事を伴う設備を設置（以下「設備等の設置」という。）しようとするときは、あらかじめ市長に申請し、その承認を受けなければならない。

- 2 前項の規定により承認を受けた造作又は設備（以下「設置物件」という。）の維持管理、修繕及び更新に係る費用は、すべて利用者の負担とする。
- 3 市長は、利用許可の期間が満了したとき、又は条例第 11 条の規定により利用許可を取り消したとき、その他利用者が施設を明け渡すとき（以下「利用終了時」という。）において、設置物件の買取りには一切応じないものとする。
- 4 市長は、利用終了時において、設置物件を利用者の責任と負担において撤去

させるものとする。ただし、市長が施設の管理上、設置物件を残置することが適当であると認めたときは、当該設置物件を無償で受領し、利用者の原状回復義務を免除することができる。

- 5 市長は、利用終了時に残置された物件（前項ただし書の規定により受領した物件を除く。）があるときは、30日以上の期限を定めて撤去を催告し、その期限までに撤去されないときは、当該物件を処分し、その費用を利用者に請求するものとする。
- 6 前項の規定による処分により利用者に損害が生じた場合であっても、市長はその賠償の責めを負わないものとする。

（様式）

第 15 条 規則に定める届出等に必要な文書の様式は、次の表のとおりとする。

様式	文書の名称	根拠条項
様式第 1 号	那覇市真地市営住宅高齢者福祉施設利用等申請書	規則第 2 条第 2 項
様式第 2 号	那覇市真地市営住宅高齢者福祉施設利用等許可書	規則第 4 条第 1 項
様式第 3 号	那覇市真地市営住宅高齢者福祉施設利用等不許可通知書	規則第 4 条第 2 項
様式第 4 号	那覇市真地市営住宅高齢者福祉施設使用料免除申請書	規則第 5 条第 1 項
様式第 5 号	那覇市真地市営住宅高齢者福祉施設使用料免除通知書	規則第 5 条第 3 項
様式第 6 号	那覇市真地市営住宅高齢者福祉施設利用許可取消等通知書	規則第 6 条

附 則

この要綱は、令和 6 年 11 月 26 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 12 月 25 日から施行する。

別表第1 修繕及び費用負担区分表（第8条関係）

区分	具体的な修繕・維持管理の内容	負担者
建築物	躯体、外壁、スラブ等	那覇市
	内部仕上げ（壁紙、塗装、床材、天井仕上げ等）の通常劣化	那覇市
	内部仕上げの破損（故意または過失によるもの）及び汚れ	利用者
	ガラスの破損	利用者
	鍵、ドアクローザー等の取替え	利用者
電気設備	受変電設備、幹線及び分電盤	那覇市
	照明器具本体	那覇市
	電球、蛍光灯、点灯管、電池等の消耗品交換	利用者
給排水設備	受水槽、ポンプ及び配管	那覇市
	便器、洗面台、給湯器本体等の機能上の故障による交換	那覇市
	水栓パッキン、弁、シャワー ホース等の交換	利用者
	排水管、排水マスのつまり清掃及び除去	利用者
	蛇口のパッキン交換、トイレのつまり処理	利用者
その他	消防法等に基づく設備点検にかかる委託費	那覇市
	点検の結果、交換が必要とされた誘導灯のバッテリー、消火器の薬剤等の消耗品購入費用	利用者
	自動火災報知設備、排煙設備等の本体機能の更新（耐用年数超過等）や修繕	那覇市
	簡易専用水道検査及び、受水槽・高架水槽清掃にかかる委託費	那覇市
	草刈り委託費（B棟南側緑地）	那覇市
	利用者によって設置した設備にかかる修繕及び更新（非常用発電機、空調機等）	利用者
	利用者によって設置した備品及び設備等を起因とする汚損、破損	利用者
	利用者やサービス利用者の故意または重大な過失による設備の破損全般	利用者
	上階からの漏水が疑われる場合の原因調査費用	那覇市
	上階を起因（漏水等）とする修繕や汚損等	那覇市
	事業系ごみ（一般廃棄物、産業廃棄物）の処理費用	利用者

別表第2 保守管理区分表（第10条関係）

階数	場所・室名	設備	管理	担当施設	点検・修繕等経費負担率(%)		備考
					市営住宅	福祉施設	
B棟		統括防火管理者 防火対象物点検報告		市営住宅	100	0	
屋外	駐車場	福祉用スペース3台	修繕	福祉施設	0	100	
		車寄せ(柱、屋根、証照明)	修繕	福祉施設	0	100	
		車路	修繕	市営住宅	100	0	
		駐車場内街灯		市営住宅	100	0	
B棟 地下1階	設備室(受水槽、ポンプ室、電気室等)	室(躯体)	修繕	市営住宅	100	0	
		設備室前前面車路	修繕	市営住宅	100	0	
	受水槽、ポンプ室	受水槽、付属配管設備	修繕	市営住宅	71.4	28.6	
		受水槽	清掃、簡易専用水道検査(年1回)	市営住宅	71.4	28.6	
		ポンプ(市営住宅用)	修繕・保守点検	市営住宅	100		動力：11kW
		ポンプ(福祉施設用)	修繕・保守点検	福祉施設	0	100	動力：4.4kW
		照明、換気扇等(電気料含む)		市営住宅	100	0	
		電灯動力盤(福祉用)		福祉施設	0	100	
	配電盤室	電灯動力盤(市営住宅用)		市営住宅	100	0	
		照明、換気扇等(電気料含む)		市営住宅	100	0	
		ピット軸体	修繕	市営住宅	※	※	※都度協議
	配管ピット	設備全般		市営住宅	※	※	※都度協議
B3棟	福祉施設	消防用設備	修繕・保守点検	福祉施設	0	100	
	西側ピロティ	B3棟西側ピロティ	修繕	市営住宅	100	0	
		照明、自火報		市営住宅	100	0	
		B3棟東側ピロティ	修繕	福祉施設	0	100	
		照明、自火報		福祉施設	0	100	
		ガスボンベ、ゴミ箱		福祉施設	0	100	
	北側廊下	B3棟、北側廊下	修繕	福祉施設	0	100	
		PS(福祉用給湯器設置の2箇所)	修繕	福祉施設	0	100	
		PS(残り4箇所)	修繕	市営住宅	100	0	
		照明		福祉施設	0	100	
	南側緑地	B3棟南側緑地	清掃・草刈	福祉施設	0	100	
		落下防止柵	修繕	福祉施設	0	100	
		緑地部分を押さえる擁壁	修繕	市営住宅	100	0	
		落下防止ネット	維持管理・修繕	市営住宅	100	0	

様式第1号

年　月　日

那覇市長　　宛

那覇市真地市営住宅高齢者福祉施設利用等申請書

所在地 _____

申請者　　名称 _____

代表者 _____ 印 _____

連絡先　TEL
E-mail _____

那覇市真地市営住宅高齢者福祉施設の利用について、那覇市真地市営住宅高齢者福祉施設条例施行規則第2条第2項の規定により次の通り申請します。

また、施設利用に伴う遵守事項に同意していることを申し添えます。

1 申請区分 (新規利用 ・ 許可を受けた事項の変更 ・ 利用期間の更新)

2 利用目的及び用途 (許可を受けた事項の変更の場合は詳細を記入してください)

3 利用開始日 (予定) 年　月　日から

4 利用担当(責任)者 氏名
連絡先 () -

※利用開始日を変更する場合、別途任意の様式で新たな日付を指定してください。

様式第2号（表面）

那覇市指令 第 号
年 月 日

様

那覇市長 印

那覇市真地市営住宅高齢者福祉施設利用等許可書

年 月 日付けで申請のあった那覇市真地市営住宅高齢者福祉施設の利用については、那覇市真地市営住宅高齢者福祉施設条例施行規則第4条第1項の規定により、次のとおり許可します。

行政財産の名称	那覇市真地市営住宅高齢者福祉施設
所 在 地	那覇市字真地277番地（真地市営住宅B-3棟）
許 可 区 分	
利用目的及び用途	
利 用 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
利 用 面 積	364.53m ²
使 用 料	月額 174,000 円
利 用 条 件 特 記 事 項	利用にあたり、裏面の施設利用に伴う遵守事項を遵守すること。 遵守事項やその他関連する法令等に違反した場合、利用許可を取り消し、又は福祉施設の利用を制限し、若しくは停止することがあります。

様式第2号（裏面）

施設利用に伴う遵守事項

那覇市真地市営住宅高齢者福祉施設（以下「福祉施設」という）を利用するにあたり、利用者の遵守事項を以下のとおりとする。

- 1 福祉施設の利用にあたり、関連する法令等を熟知し遵守すること。
- 2 那覇市真地市営住宅高齢者福祉施設利用等許可書に記載された事項を遵守すること。
- 3 故意又は重大な過失により施設等を損壊若しくは滅失したとき、又は施設等の適切な管理が行われなかつたために本市若しくは第三者に損害を与えたときは、書面にて本市へ報告したうえで、自己の責任においてこれを原状に復し、又は損害を賠償すること。
- 4 不可抗力発生時には、発生する損害を最小限にとどめるよう努力すること。
- 5 福祉施設を本市の承諾なしに譲渡、交換、貸付、又は担保に供してはならない。
- 6 日常的に清掃を行い、施設内及びその周辺の衛生環境等を良好に維持し、常に清潔な状態を保つよう努めること。
- 7 施設及び設備の修繕等の費用負担については、那覇市真地市営住宅高齢者福祉施設管理運営要綱別表第1の区分に従うものとし、本市の負担とされる項目を市長の指示なく、又は誤って自己の負担で実施した場合であっても、本市に対しその費用の請求をしないこと。
なお、別表に定めのない事項については、本市と協議するものとする。
- 8 利用終了時において、施設に設置した造作、設備等について、その理由の如何を問わず、本市に対し買取りの請求をしないこと。
- 9 市長の許可なく、福祉施設及びその周辺に、備品や設備等を設置し、又は変更をしてはならない。
- 10 駐車場への出入りには、厳に注意するとともに、敷地内の事故・盗難等について一切の責任を負うこと。
- 11 円滑に建物全体の管理業務が行えるよう、施設管理者等へ協力すること。
- 12 施設の利用に際し、事故、盗難その他のトラブルが発生した場合であっても、本市はその責めを負わず、一切の責任を負うこと。
- 13 利用期間満了又は利用許可の取消しにより福祉施設を明け渡す際、自己の費用と責任において、速やかに全ての備品、設備、物品を撤去し、原状に回復すること。
- 14 第三者が所有権その他の権利を主張する残置物がある場合、当該第三者との間で責任をもって処理を行うこと。当該第三者との間に紛争等が生じた場合、自己の責任と負担においてこれを解決し、本市に一切の損害及び費用の負担を負わせないこと。
- 15 明渡し後、市長が指定する期間を経過しても撤去されない残置物は、一切の所有権を放棄したものとみなすこと。この場合、市長は通知することなく処分することができるものとし、処理、保管、及び事務手続きに要した一切の費用は、全て負担すること。
- 16 本同意書の各事項に違反した場合は、条例第11条第2項第4号の規定に基づき、利用許可の取消し、利用の制限又は停止の処分を受けても異議がないものとする。
- 17 利用許可の取消し、制限、又は停止をされた場合において、これにより損害が生じても、本市はその責めを負わないこと。

様式第3号

那覇市指令 第 号
年 月 日

様

那覇市長 印

那覇市真地市営住宅高齢者福祉施設利用等不許可通知書

年 月 日付けで申請のあった那覇市真地市営住宅高齢者福祉施設利用等申請については、下記の理由により許可できませんので、那覇市真地市営住宅高齢者福祉施設条例施行規則第4条第2項の規定により通知します。

理由	
----	--

(教示)

1 審査請求

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、書面で那覇市長に対して審査請求をすることができます。なお、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、原則として、審査請求をすることができなくなります。

2 処分の取消しの訴え

この処分の取消しの訴えは、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内に那覇市を被告として(那覇市長が被告の代表者となります。)提起することができます。なお、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、原則として、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

3 審査請求をした場合における処分の取消しの訴えの出訴期間

第1項の審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、前項の規定にかかわらず、その審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。なお、その裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると、原則として、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第4号

年　月　日

那覇市長　　宛

那覇市真地市営住宅高齢者福祉施設使用料免除申請書

所在地 _____

申請者　　名称 _____

代表者 _____ 印 _____

連絡先　TEL
E-mail _____

那覇市真地市営住宅高齢者福祉施設条例施行規則第5条第1項の規定により、次のとおり
那覇市真地市営住宅高齢者福祉施設の使用料の免除を申請します。

指令番号及び年月日	那覇市指令 第 号 年 月 日
免除を要する期間	年 月 日 から 年 月 日 まで
免除を要する理由	

※免除を要する理由を証する資料等があれば添付してください。

様式第5号

那覇市指令 第 号

年 月 日

様

那覇市長 印

那覇市真地市営住宅高齢者福祉施設使用料免除通知書

年 月 日付けで申請のありました那覇市真地市営住宅高齢者福祉施設使用料免除申請書については、次のとおり決定したので那覇市真地市営住宅高齢者福祉施設条例施行規則第5条第3項の規定により通知します。

決定内容	
------	--

(教示)

1 審査請求

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、書面で那覇市長に対して審査請求をすることができます。なお、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、原則として、審査請求をすることができなくなります。

2 処分の取消しの訴え

この処分の取消しの訴えは、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内に那覇市を被告として(那覇市長が被告の代表者となります。)提起することができます。なお、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、原則として、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

3 審査請求をした場合における処分の取消しの訴えの出訴期間

第1項の審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、前項の規定にかかわらず、その審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。なお、その裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると、原則として、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第 6 号（表面）

第 号
年 月 日

様

那霸市長 印

那霸市真地市営住宅高齢者福祉施設利用許可取消等通知書

那霸市真地市営住宅高齢者福祉施設利用等許可を取り消しましたので、那霸市真地市営住宅高齢者福祉施設施行規則第 6 条の規定により、下記のとおり通知します。

1 取消年月日 年 月 日

2 事業者情報

申請者	所在地		
	名称		
	代表者名		

3 取消理由

様式第6号（裏面）

(教示)

1 審査請求

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、書面で那覇市長に対して審査請求することができます。なお、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、原則として、審査請求をすることができないになります。

2 処分の取消しの訴え

この処分の取消しの訴えは、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内に那覇市を被告として(那覇市長が被告の代表者となります。)提起することができます。なお、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、原則として、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

3 審査請求をした場合における処分の取消しの訴えの出訴期間

第1項の審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、前項の規定にかかわらず、その審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。なお、その裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると、原則として、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。